

4. 第67回日本公衆衛生学会発表・自由集会

(第67回公衆衛生学会抄録原稿)

健康危機管理時の栄養・食生活支援体制整備における保健所管理栄養士の課題第7報 ～被災地への栄養・食生活相談支援活動からの発信～

○濱口優子（石川県子育て支援課）澤口眞規子（岩手県奥州保）伊藤佳代子（山形県村山保）
千葉昌樹（北海道指導監査課）杉田弘子（新潟県糸魚川保）松永照子（兵庫県健康増進課）
焰硝岩政樹（岡山県勝英保）梶忍（世田谷区健康づくり課）澁谷いづみ（愛知県半田保）

【はじめに】 健康危機管理対策における栄養・食生活支援体制整備にむけた検討を進める中で、19年3月の能登半島地震、7月の新潟中越沖地震と相次ぐ自然災害に直面した。そこで当研究班では、研究員による現地での栄養・食生活相談支援と「健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」）の検証を実施したので報告する。

【内容】 (1) 研究員派遣の目的①被災地の栄養・食生活状況及び支援ニーズの把握②避難住民の健康相談及び身体状況に応じた栄養指導支援③特定給食施設の対応状況の把握等④「ガイドライン」の検証 (2) 活動期間及び地域及び派遣人員①能登半島地震：平成19年3月28日～30日、4月1日、4月15日（石川県輪島市門前地区へ1名）②新潟中越沖地震：平成19年7月28日（新潟県柏崎市へ4名） (3) 活動内容①被災地を管轄する保健所管理栄養士との連携をとり、保健所及び被災市町栄養士が行う栄養・食生活支援活動を支援した。②被災地災害対策本部及び自衛隊と連携し、被災者の状況に応じた炊き出しや支援物資の調整等により、避難所被災者への栄養・食生活管理支援を実施した。③避難生活による体調不良及び乳幼児・高齢者・疾病等により「普通の食事が食べられない人」に対する個別支援と支援体制の整備を図った。④菓子・塩分等の過剰摂取防止等自己管理のための啓発を行った。⑤避難所生活長期化及び仮設住宅移行に向けた食の自立支援を実施した。⑥特定給食施設における自己対応の現状と被災者受け入れによる地域支援の状況を確認した。

【まとめと考察】 (1) 食に関わる問題は発災当初から生じており、避難者全体への食事（炊き出し等）の調整や個別支援体制整備など、早期からの栄養・食生活支援活動が必要である。(2) 個々に応じた栄養・食生活支援を効果的に実施するためには、保健師等避難所駐在スタッフ等との情報共有・連携が不可欠であり、互いに円滑に機動できる体制づくりが重要である。(3) 特定給食施設における自己対策及び相互支援体制の充実と、地域支援の体制整備が必要である。(4) 「ガイドライン」が栄養・食生活支援活動の指針となり、問題を予測し活動の方向性を明確にすることことができた。この「ガイドライン」を活用し、各地域に応じた栄養・食生活支援マニュアル等の策定及び平時における体制整備により、災害時ににおける栄養・食生活支援対策の充実が求められる。(5) これら一連の災害時における栄養・食生活支援体制整備に向けて、保健所管理栄養士が平時から地域のコーディネート機能を果たすことが重要である。

健康危機管理時の栄養・食生活支援体制整備における保健所管理栄養士の課題第8報 ～ガイドライン活用スタディ、全国シンポジウムから得た保健所管理栄養士の役割～

○澤口眞規子（岩手県奥州保）濱口優子（石川県子育て支援課）伊藤佳代子（山形県村山保）
千葉昌樹（北海道指導監査課）杉田弘子（新潟県糸魚川保）松永照子（兵庫県健康増進課）
焰硝岩政樹（岡山県勝英保）梶忍（世田谷区健康づくり課）瀧谷いづみ（愛知県半田保）

【はじめに】自然災害時等の食生活支援体制整備は急務であることから、全国調査と検討をもとに、18年度に作成した「健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」）の検証を目的とした「ガイドライン活用スタディ」（以下「スタディ」）及び「全国保健所管理栄養士政策能力向上シンポジウム」（以下「シンポジウム」）を開催した。また、全国保健所管理栄養士共通のツールとしてホームページを開設したので、その成果等を報告する。

【内容】 1. 「スタディ」の開催(1)期間等：平成19年10月～11月 全国3ヶ所 (2)参加数：124人 (3)内容：ケーススタディ「健康危機管理時における行政栄養士の栄養・食生活支援活動」、被災地対応報告、講演「公衆栄養活動における保健所管理栄養士の役割」厚生労働省食育・栄養指導官 2. 「シンポジウム」の開催 (1)期日等：平成20年1月25日 国立健康・栄養研究所 (2)参加数：132人 (3)内容：基調講演「健やか生活習慣国民運動の推進における保健所管理栄養士への期待」厚生労働省生活習慣病対策室長、シンポジウム「健康危機管理時の管理栄養士の地域ネットワーク構築」全国保健所長会副会長座長のもとに、保健所、特定給食、防衛省、研究班員の報告等 3. 「全国保健所管理栄養士会ホームページ」の開設(1)期日：平成20年1月 (2)内容：関係事業開催報告、「ガイドライン」掲載、会員情報、メーリングリストによる情報交換相談

【まとめと考察】 1.スタディにおいて、栄養・食生活支援体制整備における保健所と市町村の役割が確認され「ガイドライン」の活用性は高いことが分かった。 2.自衛隊の災害支援は人員及び炊き出し器材の提供、燃料の負担であるため、自治体は献立作成、備蓄食品等の活用、人材運用等を自治体防災計画に盛込む等、事前の連携調整が必要である。 3.特定給食施設間の危機管理時の相互支援連携は保健所からの積極的支援で実現する。特別な栄養管理を必要とする患者の命を守る体制整備が不可欠である。 4.少数配置である保健所管理栄養士が機能を発揮するためには、人材育成と全国的な情報共有のネットワークが必要であり、「全国保健所管理栄養士会ホームページ」は期待が大きい。